

県庁省エネ改修工事 設計プロポーザル実施要領 (再度公募) (別冊)

■ 県庁省エネ改修工事の計画概要 別－1

■ 参加表明書提出書類作成要領 別－4

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル質問書 (様式1)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル参加表明書(単体)(様式2-1)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル参加表明書(設計共同体)(様式2-2)

共同設計方式の取扱い

■ 提案書作成要領 別－19

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル提案書 (様式3)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル構成員の同種業務の実績 (様式4)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル配置技術者 (様式5)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル管理技術者の業務実績 (様式6)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル構成員の主任担当技術者 (意匠) の実績 (様式7)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル業務の実施方針 (様式8)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル業務の設計提案書

■ 提案書のテーマ 別－29

■ 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類

別－30

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル参加資格申請書 (様式10)

提出書類確認票 (様式11)

誓約書 (様式12)

社会保険等加入状況申出書 (様式13)

経営規模等総括表 (様式14)

業務経歴書 (様式15)

技術者一覧表 (様式16)

■ 付属資料（PDF データ）

(資料 1)	概要図（概要・案内図・配置図）	—————	A 3
(資料 2)	平面図（本館棟 B1F～2F、基準階、PH1F、PH2F） （議会棟 B1F～4F、RF）	—————	A 3
(資料 3)	立面図（本館棟、議会棟）	—————	A 3
(資料 4)	断面図（本館棟、議会棟）	—————	A 3
(資料 5-1)	詳細図（本館棟サッシ詳細図、矩計図）	—————	A 3
(資料 5-2)	詳細図（議会棟矩計図、渡り廊下矩計図）	—————	A 3
(資料 6)	面積表	—————	A 3
(資料 7)	既存仕上表（本館棟、議会棟）	—————	A 3
(資料 8)	免震装置位置図（本館棟、議会棟）	—————	A 3
(資料 9)	県庁本館棟省エネ化可能性調査業務 調査報告書概要書	—————	A 3
(資料 10)	平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添 2	—————	A 3

(参考)

- ・ 建築基準法等に関して長野県または長野市で定めている区域や数値等
<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/osirase/20872.html>
- ・ 長野市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例 施行規則
<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/osirase/23012.html>
- ・ 長野市景観計画
<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/sougoukeikaku/8933.html>
- ・ 長野県建築基準条例
https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=858990953&CALLTYPE=1&RESNO=14&UKEY=1651025823044
- ・ 長野市建築基準法施行細則
https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=858990953&CALLTYPE=1&RESNO=15&UKEY=1651025863169

県庁省エネ改修工事の計画概要

1 計画概要

本事業は、県庁のゼロカーボン化を進めるため、計画的な維持改修に合わせて省エネ改修を行うものである。本設計業務の対象となる改修工事内容は以下のとおり。

- (1) 対象建物 長野県庁本館棟、議会棟及び渡り廊下
- (2) 予定工事内容
 - ・外皮の断熱化工事（開口部の断熱化を含む）
（参考：県庁本館棟省エネ化可能性調査等業務（令和3年度実施））
 - ・外壁改修工事（外壁タイル落下防止）
（参考：長野県庁本館棟ほか外壁診断業務（令和2年度実施））
 - ・照明器具のLED化工事
（参考：県庁本館棟省エネ化可能性調査等業務（令和3年度実施））
 - ・上記に伴う関連工事

2 設計の進め方

設計者には大規模施設の執務並行型の省エネ改修工事を設計する高度な専門知識・設計能力を求め、設計を進めるに当たって以下のことも求める。

(1) 執務並行型改修に係る関係者の意見の反映

執務を行いながらの改修となることから、施設の運用状況等を整理したうえで関係者の意見を反映し、施工方法及び手順を計画すること。

(2) 工事設計額と業務スケジュールの管理

限られた予算と施設整備スケジュールに収まるよう、業務の実施・管理体制を整えること。

(3) プロポーザル委員及び専門家による助言及び業務内容の確認

設計業務の方針、進捗状況について、専門的な観点から本事業設計プロポーザル委員及び専門家による確認と助言を受けて基本設計及び実施設計業務をまとめること。

3 敷地の条件等

- (1) 建設地 長野県長野市大字南長野（長野県庁）
- (2) 敷地面積 約 32,122 m²
- (3) 竣工年 構造 延べ面積
 - 【本館棟】 昭和 42 年 SRC 造 10 階/地下 1 階 35,964 m²
 - 【議会棟】 昭和 43 年 RC 造 4 階/地下 1 階 10,299 m²
 - 【渡り廊下】 昭和 43 年 S 造 2 階 77 m²
- (4) 道路 北側 市道 6.0m、西側 市道 5.0m、東側 市道 20.0m
- (5) 用途地域等 商業地域
- (6) 防火地域等 防火地域
- (7) 上・下水道 上・下水道供給地域（雑用水として井水利用あり）
- (8) 電気 中部電力からの供給地域
- (9) ガス 長野都市ガスからの供給地域
- (10) その他 ー

4 予定工事費【直接工事費】

約 21 億円（令和 4 年 4 月時点での予定工事費）

- ・長野県建築工事積算基準による設計額とする。
- ・直接工事費であり、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）及び消費税相当額を含まない。
- ・工事監理費、各種申請手数料、測量費、地盤調査費、備品購入費を含まない。
- ・予定工事費を超過しないような計画とする。

5 施設整備スケジュールについて

	令和4年度												令和5年度												令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本・実施設計				入札	設計(約8か月)																																											
改修工事													入札		工事(約21か月)																																	

※今後の状況により変動することがあります

6 本事業の特記事項について

- (1) 本事業は執務並行型の改修工事であり、騒音・振動等への配慮を要する。特に議会中（年4回、各回20日程度）等、騒音・振動を伴う工事を行うことができない期間がある。
- (2) 対象建物は、平成25年度に免震工法による耐震改修を実施しているため、改修にあたっては、その免震性能を含む構造安全性が、工事中も含め確保されることを確認すること。（構造計算等に係る書類については契約後貸与する。）
- (3) 本館棟は、建築基準法第56条の2による日影規制について、既存不適格となっている。また、過去の増築においては、同条第1項に基づくただし書きによる許可を取得している。改修にあたっては、日影の検討を行い、許可された日影の制限の範囲で工事を行うこととする。
- (4) 概算工事費について
令和4年11月を目途に概算工事費を提示すること。（時期について、は契約後別途打ち合わせのうえ決定するものとする。）

7 改修計画について

(1) 執務並行型改修

改修工事にあたって、原則、執務室は移動せず、現状のまま使用することとし、施工上必要な場合は仮設倉庫、打合せ室として、仮設庁舎（2階建て、1,300㎡程度）を計画すること。

(2) 本改修工事完了時の一次エネルギー消費量（BEI）の目標値

現 状 本館棟 BEI=1.07

目 標 本館棟 BEI ≤ 0.86（外皮の断熱化工事（開口部の断熱化を含む）、照明器具のLED化工事完了後の数値）

議会棟 本館棟と同程度の削減率

※県庁本館棟省エネ化可能性調査業務で提示された改修計画はあくまで参考とする。

※設備改修は、将来の設備更新時に行うものとし、本業務の設計対象外とするが、これらを考慮した計画とすること。

8 耐震性能、環境配慮性能

(1) 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

ア 構造体	I 類 以上
イ 建築非構造部材	A 類 以上
ウ 建築設備	甲 類 以上

(2) 考慮すべき県の計画等

- ・しあわせ信州創造プラン 2.0 長野県総合 5 か年計画
- ・「気候非常事態宣言-2050 ゼロカーボンへの決意-」
- ・「長野県気候危機突破方針」
- ・長野県ゼロカーボン戦略（第四次長野県地球温暖化防止県民計画、第一次長野県脱炭素社会づくり行動計画、第一次長野県気候変動適応計画、第六次長野県職員率先計画）
- ・長野県 SDGs 未来都市計画

10 設計委託予定の内容及び範囲について（主なもの）

○基本・実施設計に関する標準業務

- ・設計条件の整理、法令上の諸条件調査及び関係機関との打ち合わせ、現地詳細調査
- ・工事費概算書の作成
- ・基本設計方針の策定
- ・基本設計図書の作成
- ・実施設計図書の作成（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備）

○基本・実施設計に関する追加業務

- ・概略工程表の作成
- ・改修に伴う構造安全性の確認（時刻歴応答解析を含む）
- ・一次エネルギー消費量の算定（既存資料一部利用）
- ・イメージパースの作成（外観（遠景・近景）、内観）
- ・日影図の作成（レベル測定含む）
- ・アスベスト含有建材調査
- ・積算業務
- ・今後想定される改修工事に係る課題の抽出及び検討
- ・各種申請の事前協議及び申請

11 設計委託契約後に提供する資料

- ・既存建築物設計図（既存設計図（保全用図面）建築、電気設備、機械設備）
- ・県庁本館棟省エネ化可能性調査等業務（令和 3 年度実施）
- ・長野県庁本館棟ほか外壁診断業務成果品
- ・長野県庁議会棟 耐震改修建築工事 構造計算書
- ・長野県庁本館棟 耐震改修建築工事 構造計算書
- ・その他：既往工事図面、エネルギー使用量等データ 等

参加表明書作成要領

1 用語の定義

- (1) 管理技術者：県が定める設計業務委託契約書第 10 条に規定する管理技術者
- (2) 主任担当技術者：管理技術者の下で各部門（建築(意匠)、建築(地域省エネ)、建築(構造)、建築(積算)、電気設備及び機械設備）における担当技術者を総括する役割を担う者

2 業務実施上の条件＜参加資格一覧表＞

(1) 単体の場合

区 分	参加者の実績
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。
(1)イ	建築士法第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、 <u>かつ、所属一級建築士が 5 人以上いること。</u>
(1)ウ	<p style="text-align: center;">参加者の実績</p> 次の(ア)及び(イ)の設計業務の実績があること。 (ア) 建築物の新築、増築、改築又は改修に係る ZEB 化*1 (BEI*2 ≤ 0.6) に関する設計業務(基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限り、参加者が設計共同体の場合は代表構成員の実績に限る。) (イ) 過去 15 年間*3 に延べ面積 6,000 m ² 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務(元請として行った実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 6,000 m ² 以上のものに限り。)
(1)オ～タ	要件のとおり
(2)ア	管理技術者
(2)イ	建築(意匠) 主任担当技術者
(2)イ(ア)	次の要件を満たす者を配置すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者の組織に所属している者。この場合において、参加者が設計共同体である場合は代表構成員又は構成員の組織に所属していること。 ・ 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者 ・ 過去 15 年間*3 に延べ面積 3,000 m²以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務を行った者(管理技術者又は主任担当技術者(意匠)として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 3,000 m²以上のものに限り。)
(2)イ(イ)～(カ)	要件のとおり

(注意)・本プロポーザルに参加する他の参加者である設計共同体の構成員や協力事務所ではないこと。

(2) 設計共同体の場合（構成員の数は2者以内）

区分	代表構成員	代表構成員以外の構成員
(1)ア	長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタントの資格を有している者、若しくは同等の資格があると認められた者であること。	
(1)イ	建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、 <u>かつ、所属一級建築士が5人以上いること。</u>	建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受け、 <u>かつ、所属一級建築士が3人以上いること。</u>
参加者の実績		
(1)ウ、エ	次の(ア)及び(イ)の設計業務の実績があること。 (ア) 建築物の新築、増築、改築又は改修に係る ZEB 化 ^{*1} (BEI ^{*2} ≤ 0.6) に関する設計業務(基本設計又は実施設計のいずれかを元請として行ったものであって、公告日の前日までに完了したもの。ただし、設計共同体としての実績の場合は出資比率 20%以上のものに限り、参加者が設計共同体の場合は代表構成員の実績に限る。) (イ) 過去 15 年間 ^{*3} に延べ面積 6,000 m ² 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務(元請として行った実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築にかかる部分の面積が 6,000 m ² 以上のものに限り。)	過去 15 年間 ^{*3} に延べ面積 3,000 m ² 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務の実績を元請として行った実績があること(増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 3,000 m ² 以上のものに限り。)
(1)オ～タ	要件のとおり	
管理技術者		
(2)ア	次の要件を満たす者を配置すること。 (ア) 参加者の組織に所属していること。この場合において、参加者が設計共同体である場合は代表構成員に所属していること。 (イ) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者(公告日現在において当該資格を有している者に限り。以下同じ。) (ウ) 過去 15 年間 ^{*3} に延べ面積 6,000 m ² 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務を行った者(管理技術者又は主任担当技術者(意匠)として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築にかかる部分の面積が 6,000 m ² 以上のものに限り。)	/
建築(意匠) 主任担当技術者		
(2)イ(ア)	次の要件を満たす者を配置すること。 ・ 参加者の組織に所属している者。この場合において、参加者が設計共同体である場合は代表構成員又は構成員の組織に所属していること。 ・ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者 ・ 過去 15 年間 ^{*3} に延べ面積 3,000 m ² 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務を行った者(管理技術者又は主任担当技術者(意匠)として担当した実績に限るものとし、増築又は改築に係るもの場合は、当該増築又は改築に係る部分の面積が 3,000 m ² 以上のものに限り。)	
(2)イ(イ)～(カ)	要件のとおり	

(注意) ・ 設計共同体の業務形態は、P別—15「共同設計方式の取扱い」に適合すること。

・ 設計共同体の各構成員は本プロポーザルの参加者又は他の設計共同体の構成員及び協力事務所

ではないこと。

(3) 管理技術者及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこと。

3 参加表明書の提出及び取扱い等

(1) 提出書類

ア 参加表明書 単体（様式2-1）、設計共同体（様式2-2）

イ 「県庁省エネ改修工事設計プロポーザル実施要領」IV-1(1)、(2)の参加資格を証明する書類

- ・ IV-1(1)イ 建築士事務所登録通知書（写）
- ・ IV-1(1)ウ 業務を行った実績を証する、次のいずれかの書類

例 設計業務委託契約書（写）、設計業務委託仕様書（写）、雑誌等の記事（写）、
図面（写）、ほか

なお、BEIの確認については、BELS評価書（写）、建築物省エネ法に基づき所
管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関へ提出した計画書又は届
出書（写）

- ・ IV-1(2)ア、イ(ア)、イ(イ)、イ(ウ)、イ(エ)、イ(オ)、イ(カ)
資格者証（写）及び、業務を行った実績を証する書類（上記と同様）
- ・ 設計共同体の場合は設計共同体協定書（写）

(2) 提出部数 1部

(3) 取扱い 提出された書類は、返却しない。

(4) その他

ア 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。

イ 参加資格を証明できない場合は、失格となる。

4 参加表明書の作成における留意事項

設計実績については、参加資格を証する代表的なもの1点について記載すること。

5 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格と同等の要件

「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者は、「別-31」ページの『「長野県建設
コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類』を参加表明書提出書類に併せて1
部提出すること。（設計共同体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象となります。）

(様式1) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル

質 問 書

令和4年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号 _____

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

電話番号 _____

FAX番号 _____

「県庁省エネ改修工事設計プロポーザル」について、次の事項を質問します。

質問事項	・ 参加表明書	・ 参加表明書以外
【該当する質疑に丸印を付ける】		

- 備考
- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
 - 2 「参加表明書類に係るもの」、「参加表明書類以外に係るもの」の質問は、それぞれ別業にしてください。また、各々提出期限が異なるので注意してください。

(様式2-1) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル
参加表明書(単体)

令和4年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号 _____
 住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者 _____ 印
 電話番号 _____
 FAX番号 _____

参加資格の証明書類を添えて、県庁省エネ改修工事設計プロポーザルへの参加を表明します。
 なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 配置予定技術者(プロポーザル実施要領IV-1(2)で配置を求める技術者)

分野	氏名	資格	所属事務所名 事務所住所	経験 年数
管理技術者				
建築(意匠) 主任担当技術者				
建築(地域省エネ) 主任担当技術				
建築(構造) 主任担当技術者				
建築(積算) 主任担当技術者				
電気設備 主任担当技術者				
機械設備 主任担当技術者				

2 建築士事務所登録

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績（ZEB化）（プロポーザル実施要領Ⅳ－1（1）ウ（ア）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 に係る基本設計又は実施設計業務
当該建物のBEI（再生可能エネルギー除く）の数値	
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	

4 設計実績（規模）（プロポーザル実施要領Ⅳ－1（1）ウ（イ）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	

5 設計実績 管理技術者実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－1（2）アに該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者（意匠）

6 設計実績 建築(意匠)主任担当技術者実績(プロポーザル実施要領Ⅳ-1(2)イ(ア)に該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者(意匠)

7 設計実績 建築(地域省エネ)主任担当技術者実績(プロポーザル実施要領Ⅳ-1(2)イ(イ)に該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 に係る設計業務
当該建物の BEI(再生可能エネルギー除く)の数値	
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者(意匠)

8 設計実績 建築(構造)主任担当技術者実績(プロポーザル実施要領Ⅳ-1(2)イ(ウ)に該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る免震構造設計
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 主任担当技術者(構造)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル 参加表明書（設計共同体）

令和4年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(代表構成員) 郵便番号 _____
 住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者 _____ 印
 電話番号 _____
 F A X 番号 _____

(構成員) 郵便番号 _____
 住所 _____
 商号又は名称 _____
 代表者 _____ 印
 電話番号 _____
 F A X 番号 _____

参加資格の証明書類を添えて、県庁省エネ改修工事設計プロポーザルへの参加を表明します。
 なお、下記事項及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 配置予定技術者（プロポーザル実施要領IV-1(2)で配置を求める技術者）

分 野	氏 名	資 格	所属事務所名 事務所住所	経験 年数
管理技術者				
建築（意匠） 主任担当技術者				
建築（地域省エネ） 主任担当技術者				
建築（構造） 主任担当技術者				
建築（積算） 主任担当技術者				
電気設備 主任担当技術者				
機械設備 主任担当技術者				

2-1 建築士事務所登録（代表構成員）

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

2-2 建築士事務所登録（代表構成員以外の構成員）

事務所名称			
所在地			
登録申請者の名称 及び役員氏名			
登録番号		登録年月日	
所属する 一級建築士の人数	名		

3 設計実績（ZEB化 代表構成員）（プロポーザル実施要領Ⅳ-1（1）ウ（ア）に該当するもの）

建物名			
所在地			
発注者または事業者			
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 に係る基本設計又は実施設計業務		
当該建物のBEI(再生可能 エネルギー除く)の数値			
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで		
施設の用途			

4-1 設計実績（規模 代表構成員）（プロポーザル実施要領Ⅳ-1（1）ウ（イ）に該当するもの）

建物名			
所在地			
発注者または事業者			
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務		
当該部分の延べ面積	m ²		
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで		
施設の用途			

4-2 設計実績(規模 代表構成員以外の構成員)(プロポーザル実施要領IV-1(1)エに該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	

5 設計実績 管理技術者実績 (プロポーザル実施要領IV-1(2)アに該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者 (意匠)

6 設計実績 建築 (意匠) 主任担当技術者実績 (プロポーザル実施要領IV-1(2)イ (ア) に該当するもの)

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る設計業務
当該部分の延べ面積	m ²
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者 (意匠)

7 設計実績 建築（地域省エネ）主任担当技術者実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）イ（イ）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 改修 に係る設計業務
当該建物のBEI(再生可能エネルギー除く)の数値	
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 管理技術者 ・ 主任担当技術者（意匠）

8 設計実績 建築（構造）主任担当技術者実績（プロポーザル実施要領Ⅳ－１（２）イ（ウ）に該当するもの）

建物名	
所在地	
発注者または事業者	
業務内容	新築 ・ 増築 ・ 改築 に係る免震構造設計
業務履行期間	平成 年 月 日 から 平成・令和 年 月 日まで
施設の用途	
担当	・ 主任担当技術者（構造）

共同設計方式の取扱い

1 設計共同体の内容

設計共同体の内容は、次のとおりとする。

かつ、「実施要領 IV参加者の資格要件」に記載された事項に該当すること。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、代表構成員及び構成員とも、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っている者、若しくは同等の資格があると認められた者とする。

なお、県の建築コンサルタント業務の登録がない場合、参加表明書類の提出に併せ、長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、参加資格の要件確認を行う。

構成員の数は2者以内とする。

また、設計共同体を結成した構成員は、本業務において他の設計共同体の構成員となることができない。

(2) 業務形態

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。

(3) 構成員の技術的要件

代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、管理技術者1名を配置するものとする。

(4) 代表者要件

代表者は、構成員の最大の出資比率の者とする。また、同比率の場合は、構成員において決定された者とする。

2 設計共同体協定書

設計共同体協定書（案）は、別紙1を参考に任意の書式で提出すること。

3 契約書

契約書中に特記すべき事項

設計共同体と契約を行う場合においては、契約書中に次の事項を特記するものとする。

- 一 「受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙の〇〇設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。」
- 二 「受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。」

(別紙 1)

〇〇設計共同体協定書 (案)

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 〇〇発注に係る〇〇業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、〇〇設計共同体(以下「共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後〇ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注)〇の部分には、例えば 3 と記入する。

- 2 〇〇業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該〇〇業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同体の代表者は、〇〇業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物(契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権利を共同体の代表である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇印
〇〇株式会社
代表取締役〇〇〇〇印

〇設計共同体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額 (消費税分及び地方消費税分を含む。)

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体
代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印
〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

提案書作成要領

1 提案書の提出及び取扱い等

(1) 提案書

- ア 提出書類 別添様式3～9
- イ 用紙の大きさ A4版縦片面(別添様式3～8) A3版横片面(設計提案書)
- ウ 提出部数 別添様式3～5:原本1部
別添様式6～9:原本1部(裏面に参加者名を記名のこと)+複写版12部
(複写版は各1部の左上をステープラにて綴ること)

(2) 取扱い 提出された書類は、返却しない。

(3) その他 要求する内容を逸脱した書類を提出した場合は、失格となる。

2 提案書の作成における留意事項

(様式4)設計業務の実績

- (1) 所属する一級建築士の数は、設計共同体の場合については、代表構成員及び代表構成員以外の構成員の所属する一級建築士の合計数を記入すること。
- (2) 設計業務実績は、元請けとして平成19年(2007年)4月1日から公告日の前日までに建築設計業務を完了した実績を3件まで記載すること。当該件数が3件に満たない場合は、当該欄にその旨又は斜線を記載すること。なお、設計共同体の場合は、代表構成員以外の構成員の実績を含むものとする。
- (3) 設計業務実績(ZEB化)における当該建築物のBEIは、再生可能エネルギーを含まず0.6以下のものを記載すること。
- (4) 審査においては、用途による難易度及び規模について評価する。
- (5) 用途欄には、確認申請等における用途を記載すること。
- (6) 増築・改築・改修については当該部分の延べ面積を規模欄に記載すること。
- (7) 構造欄には、【構造種別ー地上階数/地下階数】を記載すること。(例 RC-2/1)
- (8) 設計実績を証するもの(設計業務委託契約書のコピー、図面のコピー等)を添付すること。

(様式5)配置技術者

- (1) 配置技術者が、平成19年(2007年)4月1日から公告日の前日までに建築設計業務を完了した実績を3件まで記載すること。当該実績が3件に満たない場合は欄にその旨又は斜線を記載すること。
- (2) 審査においては、用途による難易度及び規模について評価する。
- (3) 増築、改築については当該部分の延べ面積を規模欄に記載すること。
- (4) 用途による難易度の高い設計業務及び大規模建築物を優先して記入すること。
- (5) 設計実績を証するもの(設計業務委託契約書のコピー、図面のコピー等)を添付すること。
- (6) 役割とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の別を記入すること。
- (7) 資格を証するもの(建築士免許のコピー等)を添付すること。

(様式6・7) 管理技術者及び主任担当技術者（建築（意匠））の業務実績

- (1) 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者の業務実績について記入すること。
- (2) 提案者（会社名、個人名等）を特定できる語句、記号等は使用しないこと。
- (3) 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者が過去において実施した建築設計業務のうち、代表的な1件を選定し、その業務での設計コンセプト、設計に留意した点及び創意工夫した点を記載すること。
- (4) 業務実績1件につき1枚とし、1人1件とすること。
- (5) 外観写真、内部写真又は代表階平面図（縮尺任意）を少なくとも1点貼付すること。
- (6) 写真及び平面図は、カラー印刷を可とする。ただし、その他の部分の着色は不可とする。
- (7) 構成等は任意とするが、A4版縦片面1枚以内（文字サイズ10.5pt以上）に収めること。

(様式8) 業務の実施方針

- (1) 業務の実施方針は、本業務を実施するにあたっての基本的考え方、取組体制、特に重視する設計上（意匠・地域・構造・積算・設備等の各分野）の配慮事項（設計提案書、図面等に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記入すること。（A4版縦片面、合計2枚以内（文字サイズ10.5pt以上・図表可・着色可）にまとめること。）
- (2) 業務の実施体制は、様式に記載された各体制に対する本業における体制、特徴を記入すること。
- (3) 提案者（会社名、個人名等）を特定できる語句、記号等は使用しないこと。

(設計提案書)

- (1) 書式は任意とするが、設計提案を行うテーマの項目を明確にすること。
- (2) 別-30に示す設計提案のテーマに対する提案は、5項目すべてについて提案すること。
- (3) 設計提案書において、本要領で提供する具体の配置や平面などの図面を用いることは妨げない。
- (4) レイアウトは自由とし、提案事項を表現するために必要なイラスト、イメージ図（配置、平面、外観）を記入することは差し支えない。
- (5) A3版横片面、合計2枚以内（文字サイズ10.5pt以上・図表可・着色可）にまとめること。
- (6) 提案者（会社名、個人名等）を特定できる語句、記号等は使用しないこと。

3 二次審査について

プレゼンテーションやヒアリングの実施方法の詳細については、一次審査通過後、該当する提案者に別途通知するが、二次審査においては、次に掲げるものを除き、追加資料の提出及び使用はできないので、提案書提出時に次の点に注意すること。

ア パネル類（サイズ等自由）

イ プレゼン用映像資料（「Microsoft Office PowerPoint2010」で実行可能なものに限り。）

但しいずれも、すでに提出されている業務の実施方針（様式8、A4版縦片面、合計2枚以内）、設計提案書（A3版横片面、合計2枚以内）を複写、拡大したものに限る。

受付番号

(様式3-1) (A4版)

県庁省エネ改修事業設計プロポーザル
提 案 書 (単体)

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

郵便番号 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル提案書を提出します。

連絡先 担当者 所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

電 子 メ ー ル _____

受付番号

(様式3-2) (A4版)

県庁省エネ改修事業設計プロポーザル
提案書 (設計共同体)

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(代表構成員) 郵便番号 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

(構成員) 郵便番号 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____ 印

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル提案書を提出します。

連絡先 担当者 所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

電 子 メ ー ル _____

(様式4) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル 設計業務の実績

1 商号又は名称

※設計共同体の場合は代表構成員及び代表構成員以外の構成員の両方を記載すること。

--

2 所属する一級建築士の数

※設計共同体の場合については、代表構成員及び代表構成員以外の構成員の所属する一級建築士の合計数を記入すること。

人

3 設計業務実績 (用途及び省エネ性能)

業務名	発注者 (事業主)	業務概要				設計事務所 履行期間
		用途	種別	構造	当該建築物の BEI	
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築 4. 改修	— /		設計事務所名 令和 年 月 ~ 令和 年 月
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築 4. 改修	— /		設計事務所名 令和 年 月 ~ 令和 年 月
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築 4. 改修	— /		設計事務所名 令和 年 月 ~ 令和 年 月

備考 1 業務実績は、用途(難易度)と省エネ性能により評価するため、このことを考慮の上、記入すること。(3件まで記入可 設計共同体の場合は、代表構成員以外の構成員の実績を含むものとする。)

2 増築、改築又は改修の当該建築物のBEIは、当該部分ではなく、建築物省エネ法による建物単位の数値とする。
また、当該建築物のBEIは、再生可能エネルギーを含まず0.6以下のものを記載すること。

3 用途欄には、具体的な用途を記入したうえで、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型、用途を記載すること。

4 構造欄には、【構造種別一地上階数/地下階数】を記載すること。(例 RC-2/1)

5 設計事務所欄は、当該建築物を設計した設計事務所(代表構成員又は代表構成員以外の構成員)

6 履行期間は業務履行期間年月を記載すること。

7 業務実績は過去15年間とする。(平成19年4月1日~公告日の前日)

4 設計業務実績（用途及び規模）

業務名	発注者 (事業主)	業務概要				設計事務所 履行期間
		用途	種別	構造	延床面積	
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築	- /	m ²	設計事務所名 令和 年 月 ～ 令和 年 月
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築	- /	m ²	設計事務所名 令和 年 月 ～ 令和 年 月
		告示別添2による分類 第 類 号	1. 新築 2. 増築 3. 改築	- /	m ²	設計事務所名 令和 年 月 ～ 令和 年 月
<p>備考 1 業務実績は、用途（難易度）と規模により評価するため、このことを考慮の上、記入すること。（3件まで記入可 設計共同体の場合は、代表構成員以外の構成員の実績を含む）</p> <p>2 増築及び改築の場合は当該部分の延べ面積とする。</p> <p>3 用途欄には、具体的な用途を記入したうえで、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型、用途を記載すること。</p> <p>4 構造欄には、【構造種別－地上階数／地下階数】を記載すること。（例 RC-2/1）</p> <p>5 設計事務所欄は、当該建築物を設計した設計事務所名（設計共同体にあっては、代表構成員又は代表構成員以外の構成員を記載すること。）</p> <p>6 履行期間は業務履行期間年月を記載すること。</p> <p>7 業務実績は過去15年間とする。（平成19年4月1日～公告日の前日）</p>						

(様式5) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル 配置技術者

1 商号又は名称 ※設計共同体の場合は代表構成員及び代表構成員以外の構成員の両方を記載すること。

--

2 配置技術者の業務実績等

分 氏 年	担 名 年 齢	資 格 (登録番号)	資格取得後 の業務経験 年数	主要な業務実績				
				施設名称(用途)	構 造	延床面積	設計完了 年月	役割
管理技術者		一級建築士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
建築(意匠) 主任担当技術者		一級建築士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
建築(地域省エネ) 主任担当技術者		一級建築士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
建築(構造) 主任担当技術者		構造一級 ()	年					
氏名								
年齢	才							
建築(積算) 主任担当技術者		建築積算士 () 建築コスト管理士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
電気設備 主任担当技術者		設備一級 () 設備士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
機械設備 主任担当技術者		設備一級 () 設備士 ()	年					
氏名								
年齢	才							
備 考	1 業務実績は、用途(難易度)と規模により評価するため、このことを考慮の上、記入すること。(3件まで記入可) 2 用途欄には、具体的な用途を記入したうえで、平成31年国土交通省告示第98号別添2による類型、用途を記載すること。 3 過去15年間の業務実績を記入すること。(平成19年4月1日～公告日の前日) 4 構造欄には、【構造種別-地上階数/地下階数】を記載すること。(例 RC-2/1) 5 役割とは、その業務における役割分担をいい、管理技術者は(管理)、〇〇主任担当技術者は(〇〇主任)、〇〇担当技術者は(〇〇担当)と記入すること。							

(様式6) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル 管理技術者の業務実績

1. 写真又は平面図

2. 設計コンセプト

3. 設計に留意した点

4. 創意工夫した点

- 備考
- 1 外観写真、内部写真又は代表階平面図（縮尺任意）を少なくとも1点貼付すること。
 - 2 写真及び平面図は、カラー印刷を可とします。ただし、その他の部分の着色は不可とします。
 - 3 構成等は自由ですが、A4版縦片面1枚以内（文字サイズ10.5pt以上）に収めること。
 - 4 外枠の大きさは変更しないこと。
 - 5 本備考欄は提出時に削除すること

(様式7) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル
主任担当技術者(建築(意匠))の業務実績

1. 写真又は平面図

2. 設計コンセプト

3. 設計に留意した点

4. 創意工夫した点

- 備考
- 1 外観写真、内部写真又は代表階平面図(縮尺任意)を少なくとも1点貼付すること。
 - 2 写真及び平面図は、カラー印刷を可とします。ただし、その他の部分の着色は不可とします。
 - 3 構成等は自由ですが、A4版縦片面1枚以内(文字サイズ10.5pt以上)に収めること。
 - 4 外枠の大きさは変更しないこと。
 - 5 本備考欄は提出時に削除すること。

(様式8) (A4版)

県庁省エネ改修工事設計プロポーザル 業務の実施方針

- 備考
- 1 業務の実施方針は、本業務を実施するにあたっての基本的考え方、取組体制、特に重視する設計上（意匠・地域・構造・積算・設備等の各分野）の配慮事項（設計提案書、図面等に記載する内容を除く。）、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記入すること。
 - 2 提案者（会社名、個人名等）を特定できる語句、記号等は使用しないこと。
 - 3 A4版縦片面2枚以内（文字サイズ10.5pt以上・図表可・着色可）とし、具体的に示すこと。
 - 4 外枠の大きさは変更しないこと。
 - 5 本備考欄は提出時に削除すること

提案書のテーマ

設計プロポーザルの一次審査で求める提案書に必須のテーマは、設計プロポーザル実施要領（1ページ）I 趣旨、「設計プロポーザル実施要領（別冊）（別-1 ページ〜）県庁省エネ改修工事の計画概要」を踏まえ下記5項目とする。

① 省エネ改修に関する提案

- ・ 省エネ性能の確保と最大限の効果が得られる工法又は工夫
- ・ 長野県の気候・風土を踏まえた設計への配慮
- ・ 外壁、免震性能を含む構造安全性の確保

② 業務の継続に配慮した工事方法、工程・仮設計画の提案

- ・ 執務並行改修において、通常の執務に極力影響を与えない工法又は工夫
- ・ 議会（年4回、各回20日程度）等、騒音・振動の発生を抑制すべき期間を考慮した工程、作業手順
- ・ 施設利用者、執務者の動線に配慮した仮設計画及びセキュリティ計画

③ 費用低減の工夫

- ・ 省エネ性能、品質を保ちながら工事費を低減できる工法又は工夫
- ・ ライフサイクルコストの低減

④ 県庁舎という特性を踏まえた県民への啓発効果等の提案

- ・ 既存大規模建築物の省エネ改修の先進的なモデルとして広くアピールできるような仕組み又は工夫
- ・ 意匠（外観、内観）への配慮、県産木材等の県産材の活用
- ・ 景観への配慮、自然環境及び周辺環境との調和

⑤ その他の積極的な提案（自由提案）

「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類

注) 「長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」がない参加者は、

参加表明書書類と同時に必ず提出してください。(提出期限：令和4年7月12(火) 17:00 まで)

提出がない場合は失格となりますので注意してください。

(実施要領)

IV 参加者の資格要件

1 参加資格(1)参加者の人格等

ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日 告示第640号)のうち、建築コンサルタント業務の登録(以下「建築コンサルタント業務の登録」という。)を行っていること。ただし、令和4年7月12日(火)までに県が定める書類を提出し、一次審査の前日までに同等の資格があることの確認を受けた場合はこの限りでない。(同等の資格を有する者のみ一次審査の対象とします。)

- 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格のうち、建築コンサルタント等の資格登録がない場合、参加者に長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格申請と同等の書類の提出を求め、県庁省エネ改修工事設計プロポーザル事務局にてその要件審査を行います。

(要件該当者のみ1次審査の対象とします。)

なお、設計共同体の場合は入札資格のない全ての構成員がその対象となります。

(全ての構成員が要件に該当する場合のみ1次審査の対象とします。)

(入札参加資格審査の申請要件)

次に掲げる「ア～カ」すべての要件を満たしていることが必要です。

ア 建設コンサルタント等の業務に係る営業年数が、資格審査基準日(令和4年6月29日(水))の前日まで引き続き1年以上経過していること。

イ 入札参加資格を希望する建設コンサルタント等の業務の業種について、資格審査基準日の直前1年間の事業年度において業務実績があること。

ウ 資格審査基準日において、入札参加資格を希望する業種において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による建築士事務所についての登録を受けていること。ただし、審査基準日以降に登録を抹消している場合は申請できません。

エ 「長野県税」(長野県に納税義務のある場合に限る。)及び「消費税及び地方消費税」について未納額がないこと。また、個人にあっては、個人の市町村・県民税(住民税)に未納がないこと。

オ 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者ではなく、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

カ 申請日までに、労働保険、厚生年金保険、健康保険に加入していること(加入義務がない者は除く)。

*委任できる営業所等は、配置職員が常駐している場合に限り(常駐職員は技術者である必要はありません)。

*また、建築コンサルタントについて、建築士事務所の登録のない営業所へは委任はできません。

(申請書類)

(1) 建設コンサルタント等の業務（法人）

資格要件確認書類ア～ト【提出書類確認票】参照

ア 県庁省エネ改修工事設計プロポーザル参加資格申請書（様式 10）

イ 提出書類確認票（様式 11）

ウ 社内規則又は委任状及び常駐する配置職員（技術者でなくても可）を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）（主たる営業所以外の営業所に入札に独自に参加する権限を与える場合に必要（建築コンサルタントにあつては建築士事務所の登録のある営業所に限る））

~~カ 住民票（個人事業者のみ必要）~~

キ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

・建築コンサルタント（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント）

ク 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人事業者のみ必要）（写しでも可）

ケ 長野県税の納税証明書（地方事務所長発行）【長野県に納税義務がある場合に必要】

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（法人業者はその 3 の 3）

~~サ 長野県内の市町村・県民税（住民税）の納税証明書（申請者の住民登録地の市町村長発行のもの）（個人事業者のみ必要）~~

シ 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式 12）

ス 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 13）と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ソ 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 13）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

タ 労働保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

チ 経営規模等総括表（様式 14）

ツ 業務経歴書（様式 15）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

テ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人事業者のみ必要）

ト 技術者一覧表（様式 16）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。

(2) 建設コンサルタント等の業務（個人）

資格要件確認書類ア～ト【提出書類確認票】参照

ア 長野県庁省エネ改修工事設計プロポーザル参加資格申請書（様式 10）

イ 提出書類確認票（様式 11）

エ 後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書（個人事業者のみ必要）・・・（注）

（ア）成年被後見人、被保佐人及び被補助人でない場合登記されていないことの証明書

（イ）被補助人である場合登記事項証明書

オ 復権を得ない破産者でない旨の市町村又は特別区の証明書（個人事業者のみ必要）

カ 住民票（個人事業者のみ必要）

キ 登録証明書の写し又は登録通知の写し

・建築コンサルタント（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所についての登録を受けている建築コンサルタント）

ケ 長野県税の納税証明書（地方事務所長発行）【長野県に納税義務がある場合に必要】

（注）長野県税の未納がないことが確認できる証明書

コ 法人税あるいは申告所得税と消費税及び地方消費税の納税証明書（法人業者はその 3 の 3、個人業者はその 3 の 2）

サ 長野県内の市町村・県民税（住民税）の納税証明書（申請者の住民登録地の市町村長発行のもの）（個人事業者のみ必要）

シ 長野県暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者ではない旨等の誓約書（様式 12）

ス 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 13）と併せて健康保険・厚生年金保険の領収証書、社会保険料納入証明書、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書のうちいずれかの写し

セ 健康保険及び厚生年金保険の加入義務がない者は、賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し又は健康保険被保険者適用除外承認証の写し

ソ 労働保険の加入義務がある者は、社会保険等加入状況申出書（様式 13）と併せて、雇用保険領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

タ 労働保険の加入義務がない者は賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し

チ 経営規模等総括表（様式 14）

ツ 業務経歴書（様式 15）

資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の年間業務実績を各希望業種（建設コンサルタント及び補償コンサルタントにおいては各部門）ごとにまとめ、必ず合計を記載すること。

テ 資格審査基準日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（消費税処理方式「税抜・税込の別」を記載すること。なお、株主資本等変動計算書については法人事業者のみ必要）

ト 技術者一覧表（様式 16）

資格審査基準日における技術者名等を申請業種ごとに記載すること。（各業種技術者重複有）

(注) 登記事項証明書は、「登記されていないことの証明申請書」又は「登記事項証明申請書」により、東京法務局又は長野地方法務局あてに請求（東京法務局は窓口及び郵送可、長野地方法務局は窓口のみ）することにより交付されます。「登記されていないことの証明申請書」は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」旨の証明書が交付されるよう記載し、申請してください。

登記事項証明書の申請用紙は、最寄りの法務局又は地方法務局若しくはその支局等で入手することができます。